

補助金等適正化チェックシート

※継続的に補助金等を交付している団体が複数ある場合は、団体ごとにシートを記入してください。

補助金等の名称	長久手市米生産調整推進対策事業補助金	担当部課	建設部みどりの推進課
---------	--------------------	------	------------

基本情報	支出根拠	補助要綱	有	長久手市米生産調整推進対策事業補助金交付要綱			
		根拠法令等	無				
	総合計画	基本目標	3 みんなで未来へつなぐ 緑はまちの宝物-自然環境			会計区分	一般会計
		政策	3-2 農あるくらしの推進			予算区分	5-1-3 農業振興費
		施策	3-2-1 農の活性化に向けた支援			中事業名	米政策対策推進事業
	補助制度開始年度	昭和60 年度	制度終了(予定)年度	令和13 年度	細節名称	補助金	
	交付先(団体名)又は対象者	農業協同組合			交付年数【※】	通算 21年以上	
	会員数【※】 年 月 日現在			会費【※】		
	他団体への交付【※】	制度上不可能			制度の周知方法【※】	周知せず	
	ガイドラインの適用	適用(予定)	令和5年度				
		例外規定	無し				
	最新年度の補助内容	補助対象経費	負担金、補助及び助成金				
		補助対象事業費の総額	1,797,027円	補助金額	828,123円	事業全体の補助率	46.1%
		特記事項	(長久手市農業振興事業補助金要綱を改正、R5.4.1施行)				

補助金等の目的・内容・効果	目的	(市民生活の維持・向上に資するものか) 農業の振興を図るために市内で農業者の組織する団体等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する。			
	内容	(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) 飼料作物及び景観形成作物の作付け又は保安全管理を行う補助。(1)農協(2)農家に対し農協を通じて行う。(1)農協管理転作推進費補助金:1,100円/1,000㎡、(2)重点作物転作推進費補助金:①飼料作物、景観形成作物9,000円/1,000㎡、②新規需要米1,000円/66kg、(3)一般作物転作推進費補助金:4,000円/1,000㎡			
	事業費補助の実績 (団体の主な活動の実績) ※今年度は予定	R2年度実績(2020)	R3年度実績(2021)	R4年度実績(2022)	R5年度予定(2023)
		1件	1件	1件	1件
	補助対象事業費	1,772,400円	2,206,222円	1,797,027円	1,797,027円
	補助金額	782,379円	982,519円	828,123円	予算額 820,000円
	財源	国及び県			
		市(一般財源)	782,379円	982,519円	828,123円
		その他			
	補助金等の効果 ※今年度は予定	米の価格の安定や農地の保全及び活用につながった。	米の価格の安定や農地の保全及び活用につながった。	米の価格の安定や農地の保全及び活用につながった。	米の価格の安定や農地の保全及び活用につながる。
今後の方向性・担当部署の自由意見	地域の農業の発展と振興のためには欠かせないため、継続して行っていきたい。令和5年4月1日より補助金要綱改正施行。今後も委託化を含めて検討を続ける。				

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

		確認の視点	チェック	左記のチェック内容とした理由
公益性		補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○	
		効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	○	米の価格の安定につながるため、市民・農家に対して効果がある。
		市民ニーズは認められるか	○	
有効性・妥当性		補助金額に見合った効果があがっているか	○	米の価格の安定及び高収益作物の耕作につながるため、効果がある。
		社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか	○	
		少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか	○	
		直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか	○	
		会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】	○	
	補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	米の価格の安定や農地の保全及び活用等につながるため、妥当。
		補助率や補助金額（補助対象経費や補助額の設定）は妥当か	○	
		経費の使途は明確か	○	
		基準を逸脱して補助していないか	○	
		運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	○	
	補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】	○		
	市の施策的課題の解決につながるものか	○		
	社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か	○		
補完性・公平性・透明性・他		市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	
		委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】	○	委託にすると、農協に委託することとなるが、市のみが保有している情報等があるので、補助金による事業執行が適切。
		補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか	○	
		補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特権的な恩恵を与えていないか）	×	対象となる団体が農業協同組合に限られている。
		同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】	×	市から農協に対して支払いを行うため、直接的には補助は受けられないが、農協から農家に対して支払いが行われるため、間接的には補助が受けられる。
		補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか	×	対象となる団体が農業協同組合に限られているため。
		事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか【※】	○	
	補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか	○	類似する事業はない。	
総合評価	担当課の評価	評価理由、見直す場合はその内容		
	A	令和4年度中に関係団体と協議、米生産調整推進対策事業に特化し要綱改正して令和5年4月1日から施行。		

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。